

霧島市条例第 11 号

令和 7 年 3 月 27 日

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(6) 潜水業務手当

(7) 緊急消防援助隊手当

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（潜水業務手当）

第 8 条 潜水業務手当は、消防職員が潜水業務（職務上の命令により従事する潜水訓練を含む。）に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事回数 1 回につき 310 円とする。

（緊急消防援助隊手当）

第 9 条 緊急消防援助隊手当は、消防職員が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第 44 条第 1 項に規定する消防の応援等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した 1 勤務日につき 2,160 円とする。

3 緊急消防援助隊手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。